

## 第2章 手続き

## 第2章 手続き

都市計画法第4条第12項で規定している建築物や特定工作物を建築するために行う、土地の区画形質の変更（「開発行為」という。）の許可が必要となる場合において移管前提工事を行う場合は、「給水装置設計施行指針第2章第2節1 申込前の手続き (3) 開発行為等に伴う事前協議」を行うこと。

### 第1節 官公署等への諸手続き

- 1 申込者は、移管前提工事の施行に必要な関係官公署及び他企業への諸手続きを迅速かつ確実に行わなければならない。
- 2 申込者は、移管前提工事に先立ち、掘削位置、工法、交通保安設備、道路復旧材料等の準備について、関係官公署等の当該工事の許可条件、指示事項等を遵守しなければならない。

### 第2節 給水設計計画

- 1 移管前提工事の申込みの前に、表2-1に示す給水設計計画書類をサービスセンター給水管理係へ提出し、工事計画内容の局内事前協議を行うこと。もしくは、オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）（以下、e-KAWASAKIとする。）より申請ができる。表2-1の給水設計計画書の内容を電子申請システムに入力し、2～4の書類は電子データで添付すること。
- 2 申込者は、局内での検討結果を回答書により受ける。なお、回答書の写しを給水装置工事承認申込書に添付すること。また、e-KAWASAKI で申請した場合は、e-KAWASAKI 内で事前協議書の回答書を通知する。

表2-1 給水設計計画提出書類

	提出書類名	部数
1	給水設計計画書	5
2	案内図	5
3	平面図（配水管、給水管（口径、延長、弁栓類の旗上げ）、地盤高（標高表示）、給水方式、道路種別が明記されていること）	5
4	その他必要とする書類	5

※ 「給水設計計画書」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ - 給水装置関連 - 給水装置資料室」から閲覧及びダウンロードができる。

### 第3節 移管前提工事の申込み

#### 1 給水装置工事施行承認申込み

- (1) 工事施行承認申込書は、サービスセンター給水管理係へ提出すること。
- (2) 給水装置工事の申込みは、e-KAWASAKI でも申請ができる。なお、給水装置工事施行承認申込書は局ウェブサイトからダウンロードし、添付を行う。  
e-KAWASAKI で申請した場合は、e-KAWASAKI 内で工事承認を通知する
- (3) 移管前提工事と同時に他の給水装置を移管前提給水管から取出し、又は接続する給水装置工事を行う場合は別に工事施行承認の申込みをすること。
- (4) 工事施行承認申込みについては、表 2-2 に掲げる書類を提出すること。
- (5) 工事施行承認申込みに添付する設計図は、第 2 章第 2 節完成図作成例を参考に「管路工事完成図作成の手引き」に従い作成すること。なお、「配水管」という表記の部分については「給水管」と読みかえて作成すること。また、表題欄については、図 2-1 のとおりとする。  
※「管路工事完成図作成の手引き」は局ウェブサイトの「事業者の方へ - 給水装置関連 - 給水装置資料室」から閲覧及びダウンロードができる。

表 2-2 移管前提工事施行承認申込時の提出書類

提出書類名		部数	
1	給水装置工事施行承認申込書	3(正 1、副 2)	
2	設計図	3(正 1、副 2)	
3	誓約書	1	
4	給水設計計画に関する回答書の写し	1	
5	※ 公道部分を掘削する場合 (※ <sup>1)</sup> 小規模占用工事の場合、※ <sup>2)</sup> 大規模占用工事の場合)	※ <sup>1)</sup>	※ <sup>2)</sup>
	道路占用手続委任書	1	1
	給水装置工事道路占用申込書	1	1
	案内図	3	5
	道水路台帳(写し)	3	5
その他市長が必要と認める書類		5	

注) 1 副は複写でよい。

2 5 の項目については、該当する場合に提出する。

38mm	5mm	川崎市上下水道局サービス推進部〇〇サービスセンター					
	6mm	工 事 名	生田〇丁目〇〇mm給水管布設工事				
	7mm	工 事 位 置	自：生田〇丁目〇〇番地先				
			至：生田〇丁目〇〇番地先				
	5mm	記 事	移管前提工事:工事内容、位置図、平面図、断面図、				
	5mm	図 番	〇/〇	用 紙	A3判	完成年月日	令和〇年〇月〇日
	5mm	工 事 番 号	〇〇〇Y〇〇〇〇〇〇				
	5mm	設 計 図	施 工 業 者	指定工事事業者名			
10mm			10mm	7mm	7mm	11mm	18mm
63mm							

図 2-1 移管前提工事設計図(完成図)表題欄記載例

- ※ 完成図の場合は、表題左下「設計図」を「完成図」とする。
- ※ 工事承認後、工事番号を通知する。

## 2 諸納入金の納入

申込者は、設計審査及び検査手数料については工事申込みの際、所定の金額を本市に納入しなければならない。断水費等の納入を必要とする場合（工事に伴い配水管を断水する場合のみ）は、当該工事を行う日の1週間前までに納入しなければならない。なお、諸納入金の納入に関する詳細については、給水装置設計施行指針第2章第1節の3及び第2章第2節の3を参照すること。

## 3 工事工程の打合せ

### (1) 工期の報告

- ア 工事を着手しようとするときは、工事着手日の前日までに工事着手予定日及び工事完成予定日をサービスセンター給水管理係に報告する必要がある。
- イ 工期の報告は、原則として、給水装置工事施行承認申込書の写し（工事承認印のあるものに限る。）に工事着手予定年月日及び工事完成予定年月日をサービスセンター給水管理係に報告するものとする（図 2-2 参照）。
- ウ 工事着手日及び工事完成予定日を変更する場合は、変更後の期日をサービスセンター給水管理係に報告するものとする。
- エ 工期の報告について、e-KAWASAKI で申請ができる。

予 定 工 期
〇年〇月〇日に工事着手します
〇年〇月〇日に完成予定

図 2-2 工期報告例

## (2) 工程の打合せ

工事の工程について、サービスセンター給水管理係職員から詳細について報告を指示された場合や、配水管の断水工事、夜間布設工事等の日程の連絡調整は、別途詳細の工程表を作成するなどにより適宜行うこと。

## 4 設計変更

### (1) 設計変更事項

給水装置設計施行指針第2章第2節4に準ずる。なお、移管前提給水管の口径や延長、弁栓類の設置の変更等において、局内協議を要すると判断された場合は、給水設計計画が再度必要となる場合があるので局の指示に従うこと。

### (2) 設計変更の取扱い

ア 設計変更の申請は変更図面により行うものとする。なお、設計変更を行う場合は再度協議を行うこと。

イ 変更図面上に変更理由、変更内容等を記入すること。

## 5 工事の取消し

工事を取消す場合は、給水装置設計施行指針第2章第2節4に準ずるものとする。

## 6 主任技術者の変更

工事承認申請時に届出た主任技術者を変更する場合は、給水装置設計施行指針第2章第2節4に準ずるものとする。

## 7 分岐工事等の確認

### (1) 分岐確認の申込み

分岐工事等をしようとするときは、分岐確認の申込みをする必要がある。

### (2) 提出書類

分岐確認の申込みは、次の書類をサービスセンター給水管理係に提出し、FAX又はe-KAWASAKIを用いて行う。なお、FAXによる場合は、送信後速やかに電話による連絡を行い、サービスセンター給水管理係が受付けた旨の確認をしなければならない。

ア 分岐工事等確認、断水願（検査要領第1号様式）

イ その他局が必要と認めるもの

### (3) 提出期限

分岐確認の申込みは、次の期限までにしなければならない。

ア 平日（昼間）施工の場合は、休日を数えないで確認希望日の2日前（FAX、e-KAWASAKIを用いて送信する場合は当該期日の16時まで）

イ 夜間施工又は休日施工の場合は、休日を数えないで確認希望日の5日前（FAX、e-KAWASAKIを用いて送信する場合は当該期日の16時まで）

### (4) 確認日の変更

分岐工事等の確認希望日を変更する場合は、速やかにサービスセンター給水管理係に連絡しなければならない。

### (5) 断水工事を伴う場合

ア 分岐工事等が配水管の断水を必要とするものである場合は、分岐工事等の施行日時については、サービスセンター給水管理係職員が局内関係課所と調整後、指定工事業者に回答する。

※ 局内関係課所との調整に日数を要するため、断水工事の申込みは十分に余裕を持って行うこと。

イ 断水工事に先立ち、試掘等により現場の配管状況を確認すること。

## 8 新設給水管の洗浄

布設工事が完了した段階で移管前提管の管内洗浄と水質確認を行う必要がある。サービスセンター給水管理係職員立会いのもと現場にて排水するため、事前に日程等調整を行うと同時に現場内作業が安全に行えるよう準備すること。

なお、工事内容によっては、管内洗浄を複数回行う場合があるのでサービスセンター給水管理係職員の指示によること。

## 9 管路水圧試験

管内洗浄完了後、水道法第 5 条に規定される施設基準に適合していることを確認するため、管路水圧試験を実施し、水圧試験報告書（品質管理表）をサービスセンター給水管理係に提出すること。試験方法については、水道工事特記仕様書集「水圧試験施工基準特記仕様書」に基づくものとする。（「発注者」・「監督員」は「サービスセンター給水管理係」、「受注者」は「指定工事業者」と読みかえる。）

なお、測定時期については、事前にサービスセンター給水管理係と調整をすること。

## 10 占用工事

占用工事の手続きは「給水装置工事に係る占用工事の手続等について」に基づいて行うこと。

※「給水装置工事に係る占用工事の手続等について」は、局ウェブサイトの「事業者の方へ - 給水装置関連 - 給水装置資料室」から閲覧及びダウンロードができる。

## 第 4 節 移管前提工事の完成検査

主任技術者は、移管前提工事に使用した材料が局仕様書に基づくもの（「第 1 章第 2 節 2 移管前提工事における施設基準（4）管路材料」を参照）であること、施行方法が適切であること、完成図が正確であること等について確認を行った後、完成検査を受けること。

※ 基本的な確認項目については、「付録 IV 自主検査チェックシート」を参考にすること。

### 1 完成検査書類

工事完成後速やかに給水装置工事完成届に表 2-3 に掲げる書類を添付し、完成検査を受けること。

表 2-3 完成検査提出書類

	提出書類名	部数
1	給水装置工事完成届	1
2	完成図 A3 1/1000	2
3	工事施行承認申込書の写し	1
4	主任技術者検査実施届	1
5	継手チェックシート	1
6	水圧試験報告書（品質管理表）	1
7	工事記録写真	1

※この表のほか、材料の仕様確認のための書類の提示を求める場合があるので、工事記録として保存に努めること。また、水管橋や鋼管接合、管防護など特殊な工事の場合は、別途必要書類の提示を求める場合があるので、サービスセンター給水管理係職員の指示によること。

## 2 手直し

給水装置工事手直し指示書により指示を受けたものは、速やかに手直しを実施し給水装置工事手直し指示履行書を提出して報告すること。

## 第5節 無償譲渡の手続き

移管前提工事の完成に際して、表 2-4 に掲げる書類をサービスセンター給水管理係に提出して、移管前提給水管の無償譲渡の手続きを行うこと。なお、書類の提出に伴い、移管前提工事関係書類提出確認書を作成し、サービスセンター給水管理係職員の確認を受けること。

移管前提給水管が公道に布設されている場合は表 2-4 における 1～3 の書類、私道に布設されている場合は表 2-4 における 1～6 の書類とする。

表 2-4 無償譲渡提出書類

	提出書類名	部数
1	譲渡申請書	1
2	完成図 A3 1/1000	1
3	占有許可書の写し ※国道又は河川敷などに限る	1
4	土地使用承諾書	1
5	登記事項証明書の写し	1
6	公図の写し	1